

平成24年第5回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成24年9月25日（火曜日）

議事日程（第6号）

平成24年9月25日（火）午後2時00分開議

第 1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第87号、議案第88号、議案第93号、議案第96号、議案第101号、議案第102号、議案第108号、議案第129号、議案第130号、請願第4号、請願第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第89号、議案第90号、議案第97号から議案第100号、議案第103号から議案第105号、議案第109号から議案第111号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第91号、議案第92号、議案第94号、議案第95号、議案第106号、議案第107号、議案第112号、議案第128号

第 2 発議案第 9号

第 3 発議案第10号

第 4 発議案第11号

第 5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
18番	金子克己君	19番	根岸勇雄君
20番	近藤和義君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

欠席議員（1名）

17番 猪股文彦君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	高松登君	行政改革長	清水忠雄君
島嶼づくり推進課長	藤井光君	世界遺産課長	高橋則夫君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君
税務課長	田川和信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	本間優君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
農林水産課長	渡辺竜五君	観光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院管理部長	塚本寿一君	監査事務局員長	源田俊夫君
消防長	深野俊之君		

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第87号、議案第88号、議案第93号、議案第96号、議案第101号、議案第102号、議案第108号、議案第129号、議案第130号、請願第4号、請願第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第89号、議案第90号、議案第97号から議案第100号、議案第103号から議案第105号、議案第109号から議案第111号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第91号、議案第92号、議案第94号、議案第95号、議案第106号、議案第107号、議案第112号、議案第128号

○議長（祝 優雄君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第87号 佐渡市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害対策基本法の改正に伴い、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること、また多様な意見が反映されるよう学識経験者を会議の委員として追加するため、佐渡市防災会議条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第88号 佐渡市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害対策基本法の改正に伴い、地方公共団体の災害対策本部の役割が明確化され、都道府県と市町村の災害対策本部の規定が同法にそれぞれ定められ、設置根拠規定の変更が生じたため、佐渡市対策本部条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、電気自動車用の急速充電設備が対象火気設備等の対象となり、設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が新たに省令で定められたため、佐渡市火災予防条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第96号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）について新規事業の追加及び事業費の増額等の変更を行うもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるもの

であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約について平成24年8月21日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7億3,763万5,000円を追加し、予算総額を51億5,047万2,000円とするものであります。主な内容は、歳入では繰越金などを増額計上し、歳出では財政調整基金積立金に3億4,053万8,000円、雇用促進の支援事業に1,500万円、住宅リフォーム支援事業に2億円、道路除雪事業に1,754万8,000円を計上するほか、総合体育館建設事業の事業費の増額に伴う継続費補正などを計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、各委員会が付した意見は次のとおりであります。

意見。総務文教常任委員会。1、継続費補正について。本補正は、市総合体育館建設事業の継続費に係るものであるが、その補正額は当初事業費の25%を超えるという異常なものである。実施設計を行った段階で追加変更が必要となったものなどについて予算措置を行ったものではあるが、基本設計時において十分把握できたと思われる内容も見受けられ、綿密な精査を怠ったものと言わざるを得ない。今後同様な事業を行う場合は、このような状況が起きないように基本設計の段階から十分精査した上、その成果を求めるものとするよう厳しく指摘する。2、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、財産管理事業、土地購入費について。本経費は、合併前の小木町において定住促進事業により個人へ売却した土地について契約条件不履行により市が買い戻しを行い、当該土地について再度売却予定とするものであるが、合併後既に9年が経過しており、当該地における定住促進事業が今後進捗することは極めて困難であると思料する。よって、当該事業を取りやめ、土地の売却価格を見直すとともに、契約に係る諸条件を緩和し、早急に財産処分を行うこと。産業建設常任委員会。8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費、住宅リフォーム支援事業について。佐渡市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱の補助対象となる経費に建物外部の下水道接続工事を含めること及び下限経費20万円を引き下げること。

議案第108号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ31万円を追加し、予算総額を2億5,691万円とするものであります。主な内容は、扶養者の異動や共済費負担率の変更に伴い、人件費を増額計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 相川小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、相川小学校校舎改築（建築）工事請負契約について平成24年8月30日に執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。相川小学校校舎建築において太陽光発電設備が計画されているが、本年7月1日に制定された電

気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、全量売電が可能な設備とすること。

議案第130号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、平成24年10月1日から31日までの1カ月間における市長の給与月額を佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条に規定する額から10分の1に当たる額を減じた額とするため、佐渡市長の給与の減額に関する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第4号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願。本請願は、新潟県公立高等学校教職員組合から提出されたものであり、次の事項について、関係機関に対し意見書を提出するものであります。請願事項。1、国の責任で全ての小中学校、高校で30人学級を実現すること。2、国は新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員をふやすこと。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

請願第6号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願。本請願は、新潟県私学の公費助成をすすめる会から提出されたものであり、次の事項について、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。請願事項。1、私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差是正を進めること。2、私立高校等就学支援金制度を拡充すること。3、私立学校の耐震化助成を増額すること。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第102号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について質疑に入ります。

中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。

今議会は、佐渡市そのものが緊急雇用創出の助成金であるとか、住宅リフォームの支援事業とか、疲弊した地域に対する経済対策が大きな目玉であったろうというふうに思います。

そこで、3点ほどお尋ねをいたしたいと思います。まず、1点目は、ニュースにもなっておりますが、トキふれあい施設事業の関連であります。昨日プレオープンということでニュースにもなっておりますが、施設完成に伴う具体的な予算の計上の補正であるというふうに思われますが、当初計画時と比較してどのような年間を通してのランニングコストや、あるいはオープン開始時にかかる費用があるかと思いますが、その辺はどのようになるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

2点目は、緊急雇用創出助成金1,500万円についてであります。新聞報道等では、ここちょっと3行目間違っているところありますが、助成要件は新規採用で、正社員を1年以上雇用で、3カ月分の給料を計50万円まで、事業所当たり最大5人分を助成と報道されておりますが、具体的事業の内容、対象要件及びどの程度の業種に対応できる予定なのか。

2番目には、この厳しい経済状況の中で1年以上の雇用が難しい場合というのは簡単に想像できることではありますが、その場合の助成金などの扱い、返還とかなるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

3点目は、雇用維持を目的で要件緩和がなされた中小企業緊急雇用安定助成事業では、これは国の制度

そのものですが、23年度では市独自の補助金1,768万円で218人の雇用維持が図られていますが、こういったことの対策のほうが有効なのではないか、お尋ねをしておきたいと思います。

3点目は、住宅支援事業についてであります。あくまでも経済対策の一時的施策の位置づけであります。経済波及効果が極めて大きい事業だけに、これをやめたときの落ち込みも激しくなると推測できますが、この点はどのような審査をされたのか。また、応募枠を超えた場合の対応及び事業期間等はどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

また、今回委員会審査などで、先ほど委員長報告にもありましたが、下水道のつなぎ込みなどの対象工事の枠を広げるようですが、この間1年間下水道無料化で下水道加入促進体制をやっておりますが、それでもなかなか加入状況は芳しくないと聞いておりますが、この点について問題はないのか。

3点目は、この4月に暴風雨被害がありました。甲斐市長そのものも1次産業で地域活性化していくというような方針であります。こういった産業関連施設がなぜ対象とならなかったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

4点目には、住宅リフォーム支援は高額でない一定額の助成によって需要を喚起するのが基本的な枠組みであります。昨年の事業傾向から当然判断されたと思うのですが、昨年の20万円から50万円の助成額の引き上げ必要だったのか、その点についてどのような審査をされたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川君の発言に対する答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

まず、一番最初のトキのふれあい施設事業に関しての質問でございますが、今回補正予算に上がっているトキ関連予算462万9,000円は、そのうちの人件費の41万4,000円、これは今のところ正職2名、臨時2名を正職1名、臨時3名にした臨時職員1名追加分の給与であって、残りのその下にあるもろもろの作業員賃金、謝礼、普通旅費云々というのは、トキをふれあい施設に入れるわけですが、それを増殖計画も加えた環境省からお借りする、貸与してもらおうということに関するもろもろの予算でございます。施設に関する予算は直接は今回上がっていないのですが、施設に関しては現在のランニングコストは1,647万8,000円年間かかっております。これは、この3年間の平均ですけれども、このふれあい施設を加えることによって、ふれあい施設のランニングコストが2,159万3,000円かかると予想されております。これを足しますと3,800万円となるわけですが、きょうのNHKの朝のニュースとか見られた方はおわかりかと思いますが、市長の話では30万以上の来館者というか、訪問者を期待しているということで、30万も入館者があれば1人300円としても9,000万、400円とすれば1億2,000万と黒字経営になるのではないかと思います。

次に、緊急雇用についてですけれども、このところで先ほど中川議員も言われていましたけれども、新潟日報の9月5日の記事で質問をされたと思うのですが、2カ所改正点がございまして、3カ月相当の給与55万円を今回助成するわけです。それと、事業所当たり最大5人分の助成をするということです。このところの緊急雇用創出助成金は、事業主の都合による離職者をこの10月1日から平成25年3月31日までに雇用保険適用事業主が期間の定めのない正規の雇用、すなわち1円以上の雇用した場合に求人募集

賃金、下限平均が月16万2,463円になるのですけれども、その3カ月分相当ということで50万円を1人につき一律助成する制度です。事業所あたりは、最大5人分助成ということになっております。対象事業主は、官公庁や風俗営業などの事業主以外のほとんどの業種であり、雇用保険を掛けている事業主であり、個人の事業主も対象となります。

1年以上の雇用が難しくなった場合に解雇した場合ということですが、これは当然返還しなければならないということで、事業主の都合で解雇となった場合には全額返還をしていただきます。本人の自己都合により離職した場合は、日数計算でオーバー分を返還していただくことになっております。

3番目の中小企業緊急雇用安定助成事業、平成23年度に行った。この事業のほうの有効ではないかということなのですが、緊急雇用創出助成金は解雇となった方を再度雇用するという助成事業でありまして、中小企業緊急雇用安定助成事業は解雇を防ぐための事業でありました。これは、事業縮小による従業員の離職を休業調整によって防止するものでありまして、雇用の維持、安定を図るために国と市が連携して支援している事業です。やむなく事業主都合による離職者が出た方をいかに再就職に結びつけるか、緊急的にこの助成金を呼び水に求人採用を促進するというものでありまして、ここのところの218人の雇用維持が図られているというふうに表示されているのですけれども、これは観光商工課から配られたグラフというか、図表なのですが、これはそうでなくて、年間33社がこの事業に申し込んで1社当たり6.6件、218件の申し込みがあったということで、ちょっと解釈が違っていることを指摘させていただきます。

それから、3番目の住宅リフォーム事業ですが、この住宅リフォーム事業は今回事業が終了した場合、経済がまた落ち込むのではないかとということですが、ご指摘のとおり事業が終了すれば佐渡の経済は冷え込むことが想定されます。今回の事業についても経済対策として行われるものでありまして、事業が終了した場合でも、そのときの経済状況に応じた対策を検討すべきものであります。執行部において、そのような検討がなされるものとも考えますし、また議会、委員会としても成果に結びつく経済対策を考え出していかなければならないと思っております。

応募枠を超えた場合ですが、応募枠を超えた場合は、事業の交付決定は3回目と同じような形で抽せんによって行いますので、予算額に達成すればそれで中止となりますし、達しない場合は、そのところはまた今後の検討項目となっております。

今回のリフォーム事業に下水道工事を含めるよう意見をつけておりますが、平成24年、今年度は下水道の接続で1年間下水道料金が無料としておりますけれども、加入状況はご承知のとおり余り芳しくありません。ということで今回住宅リフォーム支援事業の対象に含めるよう強い要望をして、委員会は今回のこの審査においては3日間かけまして、副市長、市長にも来ていただきまして、これを加えていただくという約束をしました。今まで下水道事業は、使用料を無料にしても余り進まないということはあったのですが、住宅リフォームが1回目、2回目として非常に進んだのは業者の方が非常に頑張って営業したということで、今回下水道事業を加えることによって下水道の接続に関しても業者の方が頑張って仕事をとっていただけるのではないかと期待しております。

4月の暴風雨被害を受けた建築物関連はなぜ対象外なのかということ、産業関連施設ですね。市の住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱における補助の対象は、1回目、2回目、3回目とも個人住宅または

併用住宅と規定されております。よって、産業関連施設は対象となっておりません。議論の中では、委員からも商店街の中にある住居と離れた店舗や町並み保存地区内の保存対象外の建物なども認めるべき等々の意見もいろいろ出ましたけれども、個人住宅、併用住宅ということに1、2、3回目と同じように限定しました。

なぜ助成額の引き上げが必要なのかということで、委員会も大変ここでは激しいいろいろ議論もありまして、結果として認めるということになったのですけれども、もう本当議論百出の問題でありました。最終的に当委員会としては、審査において下水道接続工事を補助対象経費に含め、補助事業の下限額をまた引き上げるよう意見をつけたところであります。執行部の理由としては、これまで1から3回の総事業件数は1,244件の事業費平均が170万円であったと。しかし、補助金の金額は170万円の20%ですと34万の補助をしなければいけないのですけれども、20万が頭打ちでもあったということもあるのですけれども、平均は17万ということで約10%の事業補助になっております。ということは、より大きなリフォーム工事の要望もかなりあったのではないかとということと、今回上限を上げ、下限を下げるよう要望したことによって大きい事業主から個人の工務店、配管業者まで経済対策の恩恵を受けられるようになるのではないかと期待してそのようにさせていただきました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） まず、トキのふれあい施設事業関連についてです。先ほど委員長のほうからもけさのニュースの話もありまして、30万人入ると黒字になるというお話もあったのですが、この施設の重要なところは、1つは生物多様性への理解と、もう一つは観光につなげる施設という位置づけだろうというふうに思うのです。プレオープンでは、協力金200円でしばらくやるみたいなのも報道されていますが、そういった意味では観光対策というのは大きな柱になっているわけなのだが、その辺の観光と結びつけるという部分はしっかりしたものになっているのかどうか、どのような審査内容だったのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

もう一点は、非常に関心があるのだらうと思うのですが、中国との関係でトキが云々というのも騒がれていますが、そういったのは全くこのふれあい施設には影響ないのだらうと思うのですが、一応お尋ねをしておきたいと思います。

2点目の緊急雇用の関係ですが、先ほど中小企業の安定助成事業については私の誤解も指摘をしていただきました。ただ、私が言いたかったのは、この深刻な雇用の中で一番重要なのは、助成金があるだけの間の雇用になってしまうというのが問題だらうと思うのです。雇用再生の助成金でもそうでしたが、この議会でも答弁ありましたが、4億円使っただけけれども、今は余り雇用されていないみたいな、そういう意味でいうと、悪いことではないのだけれども、本当にこれがそういった雇用効果を出すのかということ、これ非常に疑問があるのですが、その辺の審査状況をお尋ねをしておきたいと思います。

住宅リフォーム支援ですが、私これ悪いことと言っているわけではないのです。今議会の中でも産業建設が非常に焦点になって3日間も頑張っていて、対象工事の下限を下げるとか、あるいは対象工事枠を広げたということは大いに評価できることだというふうに私は思っているのですが、先ほど4月の暴風雨との関係でいいますと、1つは疲弊した経済を温めるというのが1つだし、もう一つは市民の暮らしを応援する

というのがこの住宅リフォーム助成だと思のです。そういった意味でいうと、例えば農家でいえば住んでいる家も納屋も生活の一体の中でやっていますから、私はやっぱり必要ではなかったのか、こんなふうにしてお尋ねをしたところ。例えばこの間過去にあった住宅リフォームも2億6,000万ぐらいあって、2億円余り使いました。しっかりした検証でやっぱりやるのが必要ではないか。例えば全国商工新聞によりますと、7月1日現在では全国で533の自治体で実施をしていて、アンケートとか、いろんな調査をした中で、例えば住宅の給湯器なんかにまで補助対象を広げることによって、建築業者だけではなくて多くのことに広げたというのがありますが、そういった意味ではこの間の事業の検証がしっかりしてこういったことになったのか、お尋ねしておきたい。

それと、もう一点は去年の事業との比較です。例えば今年度は最大50万円ですから、250万円の工事があったとすると50万円、去年は250万円だけれども、20万ということなわけ。その辺で公平性という点で問題、懸念がなかったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） それでは、中川議員の質問にお答えします。

まず、トキのふれあい施設ですけれども、生物多様性、観光対策、佐渡市はこの事業を一体化の事業として進めようとしているのは皆さんもよくおわかりのことと思います。当然この施設を一人でも多くの方に見ていただくことによって、自然の状態により近い絶滅一旦したトキが繁殖している状態を見ていただくと。それで、当然でもこれは先ほども言いましたように、ランニングコストは約3,800万もかかるということですから、多分入館料も現在200円ですけれども、その辺はそのままいくかどうかは執行部としては検討しているということでもあります。

中国との関係ですけれども、このことに関しては委員会は何も議論しておりませんが、個人的にはこういうトキが、ここに中国からのトキが繁殖しているということをそういうもろもろのことと離れて親善に利用というか、橋渡しになっていただけるものと思っております。

緊急雇用対策の助成金の効果ですけれども、これは確かに議員が言われるとおり、我々委員会としても今後この今回の助成金も含め、23年度の助成金も含め、どういう形の事業の助成の仕方がより効果があるかということを検証していかなければならないと思っております。今回は、この辺の検証はしておりません。

リフォーム事業ですけれども、リフォーム事業も確かに1回、2回は3日間とか1週間で満額申し込みがあったのですけれども、3回目は約50%と、金額も1億上げたのが5,000万ということで半分余ったわけ。4回目なぜこういう形でというのですけれども、やっぱりいろいろな議員の意見、執行部からもそうですけれども、要望が非常に業界とか、それから住民の方からもあったということで、上限を上げ、下限を下げた形でよその自治体もいろいろ、我々もよその全国の自治体の例を見習って今回下水道の接続とか、そういうものも入れてもう一度やって今後しっかり検証していこうということで実施を認めました。

それから、今までは250万、300万やっても20万しか補助はなくて、今回50万にするのは不公平ではないかというのですけれども、これはいろんな事業にそういうケースがたくさんございます。例えば例を出せば、私も委員会で言ったのですけれども、私が牛を初めて買ったときは35%だったのですけれども、そ

の後50%助成、現在は75%助成という形で、大事な事業を進める場合には、このように条件が変わることはあるのではないかと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の質疑を終結いたします。

これで議案第102号に対する質疑を終結します。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第102号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第101号 佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第101号 佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約の締結について及び議案第102号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、大澤祐治郎君。

〔市民厚生常任委員長 大澤祐治郎君登壇〕

○市民厚生常任委員長（大澤祐治郎君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第102条の規定に基づき報告をいたします。

議案第89号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、浦川保育園及び川茂保育園を閉園するため、佐渡市へき地保育園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原

案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、双葉保育園、真野第1保育園及び羽茂保育園を民間移管するため、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第97号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。本案は、新潟県後期高齢者医療広域連合から本年7月9日をもって外国人登録法が廃止になったことに伴い、同広域連合規約中、別表第2にある「外国人登録原票」の文言を削除するよう関係地方公共団体議会の議決を求められているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第98号 財産の無償譲渡について（双葉保育園）であります。議案第99号 財産の無償譲渡について（真野第1保育園）であります。議案第100号 財産の無償譲渡について（羽茂保育園）であります。以上3議案は、双葉保育園、真野第1保育園及び羽茂保育園の運営を民間事業者に移管するよう公募を実施した結果、双葉保育園及び羽茂保育園を社会福祉法人「こどものいえ」へ、真野第1保育園を社会福祉法人「勇樹会」へ無償譲渡するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

意見。(1)、平成21年12月に策定した「佐渡市保育園民営化基本方針」によると、保育園民営化の目的として「保護者の多様な保育ニーズ等に適切に対応するとともに、財政の健全化を図りながら保育士などの雇用の場を確保する」ことが掲げられている。市は、民間移管の後、譲渡先法人が当該目的を踏まえた上、各保育園において保育の質を堅持、向上するよう指導に努めること。(2)、市は公募に際し、「保育園民営化に係る移管先法人募集要項」を定めてさまざまな要件を附帯しているところであるが、市はこれらの要件が確実に履行されるよう監督すること。

議案第103号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、人事異動に伴う人件費の減額等により、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ199万7,000円を減額し、予算総額を72億9,373万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第104号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、人事異動に伴う人件費の減額等により、既定の歳入歳出予算からそれぞれ20万1,000円を減額し、予算総額を7億2,559万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第105号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成24年度佐渡市介護保険特別会計予算について、人事異動に伴う人件費の増額等により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,642万8,000円を追加し、予算総額を79億922万8,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第109号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成24年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、人事異動等に伴う人件費の減額等により、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5万8,000円を減額し、予算総額を5億74万2,000円とするものであります。審査の

結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第110号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、人事異動に伴う人件費の増額等により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ17万6,000円を追加し、予算総額を5億8,917万6,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

議案第111号 平成24年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成24年度佐渡市病院事業会計予算について、人事異動等に伴う人件費の減額及び医療機器の更新に伴う増額等のため、収益的収支において支出予定額に837万3,000円を追加し、また資本的収支において収入予定額に958万6,000円及び支出予定額に1,127万7,000円を追加するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第91号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営中山間地域総合整備事業により建設された鷲崎活性化センターが新潟県から譲与されたことに伴い、当該施設を公の施設として設置及び管理するため、佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 佐渡市小倉ダム管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国営かんがい排水事業により造成された外山ダムが平成25年4月より国から市へ管理委託されることに伴い、当該施設に関する規定を定める等のため、佐渡市小倉ダム管理条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 団体営土地改良事業（維持管理事業）の施行について（外山地区）。本案は、国営かんがい排水事業により造成された外山ダムの維持管理事業を市が事業主体となり、行うことについて、土地改良法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして

決定しました。

議案第95号 団体営土地改良事業の施行について（江積地区）。本案は、江積地内における農業用排水施設整備事業を市が事業主体となり、行うことについて、土地改良法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第106号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成24年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,927万9,000円を追加し、予算総額を12億8,827万9,000円とするものであります。内容は、職員の人事異動に伴う人件費の減額、維持管理費及び建設改良費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第107号 平成24年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成24年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,561万1,000円を追加し、予算総額を32億2,221万1,000円とするものであります。主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費の減額及び下水道管理費の増額などであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第112号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、平成24年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額から126万7,000円を減額し、資本的支出の予定額から3万3,000円を減額するものであります。内容は、職員の人事異動などに伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 平成23年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。本案は、平成23年度の佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金1億6,674万8,276円のうち3,500万円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上。

○議長（祝 優雄君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第9号

○議長（祝 優雄君） 日程第2、発議案第9号 意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君）

発議案第9号

私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年9月25日

提出者	佐渡市議会議員	中川隆一
賛成者	〃	山田伸之
	〃	浜田正敏
	〃	近藤和義
	〃	竹内道廣
	〃	岩崎隆寿

私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める
意見書

私立高校は、その建学の精神・独自の教育理念に基づき、多様化する国民の教育要求に応えるという点から、日本の教育の発展において重要な役割を果たしてきた。

平成22年4月から公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が施行され、公立高校の無償化とあわせて、私立高校生には就学支援金が支給されるようになり、保護者の経済的負担の軽減がはかられたところである。

しかしながら、私立高校における学費の負担はいまだに家計を圧迫しており、就学支援金支給後も、私立高校初年度納付金で約59万円の負担が残されたままとなっている。その一方、近年の少子化による生徒数の大幅な減少により、私立学校の経営環境は厳しい状況におかれている。

私立高校の公共性に鑑み、また、私立高校における学費の保護者負担を受けて、一定の年収以下の家庭に対して授業料を実質無償化する独自措置を行う自治体も出ているが、財政的に苦しい自治体では困難であることから、私立高校の学費に関する自治体間格差も生じている。

全国の高校生の3割が私立高校に通う状況の中で、私立高校生は学費の公私間格差という不公平状態にあり、場合によっては自治体間格差も加わって二重に不公平な状態となっている。こうした状態を解消するためには、国が責任を持って保護者の学費負担の軽減を進める必要がある。

よって、国においては、日本の教育の発展のために私学教育の振興をはかる立場から、また、私学高校生の修学上の学費負担を軽減する立場から下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差是正を進めること
- 2 私立高校等就学支援金制度を拡充すること
- 3 私立学校の耐震化助成を増額すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を求める
意見書

私立高校は、その建学の精神・独自の教育理念に基づき、多様化する県民の教育要求に応えるという点

から、本県の教育の発展において重要な役割を果たしてきた。

平成22年4月から公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が施行され、公立高校の無償化とあわせて、私立高校生には就学支援金が支給されるようになり、保護者の経済的負担の軽減がはかられたところである。また、本県においては、県独自の学費軽減予算増額により、年収約430万円未満世帯の学費軽減がはかられたところである。

しかしながら、私立高校における学費の負担はいまだに家計を圧迫しており、私立高校初年度納付金で約18万円～約40万円の負担が残されたままとなっている。県内高校生の2割が私立高校に通う状況の中で、私立高校生とその保護者は学費の公私間格差という不公平状態にある。こうした状況を解消するためには、県が責任を持って学費の保護者負担の軽減を進める必要がある。

よって、県においては、本県教育の発展のために私学教育の振興をはかる立場から、また、私学高校生の修学上の学費負担を軽減する立場から下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差是正を進めること
- 2 学費軽減制度を拡充すること
- 3 私立学校の耐震化助成を増額すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第10号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君）

発議案第10号

ゆきとどいた教育の前進を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年9月25日

提出者	佐渡市議会議員	中川隆一
賛成者	〃	山田伸之
	〃	浜田正敏

” 近 藤 和 義
” 竹 内 道 廣
” 岩 崎 隆 寿

ゆきとどいた教育の前進を求める意見書

平成13年以降、学級編制の弾力化が進められ、父母・住民の要望に応じて独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がった。国の指導方法工夫改善等の加配を転用する形で少人数学級が進められる一方で、多くの自治体では独自の努力で少人数学級を実施してきた。

こうした動きに後押しされ、国は平成23年4月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校1年生の学級編制標準を35人に引下げた。その結果、少人数学級はさらに広がったが、国が新たな教職員定数改善計画を策定しなかったため、自治体にとっては長期的な計画に沿った教員配置ができないという問題を残し、独自措置による財政負担はそのままとなっている。

さらに、平成24年度は「小学校2年生35人以下学級」を法改正せずに加配措置で実施するとしたため、財政負担軽減や少人数学級の広がりを期待する自治体を裏切る形となった。

少人数学級は誰もが必要であると認めているが、それを自治体負担に転嫁させれば、財政力の違いによる自治体間格差が生ずることとなる。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級を実施することが強く求められる。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せを行い定数くずし等の安上がり政策を進めてきた結果、学校では臨時職員・非常勤職員が増え続け、このような非正規職員頼みの状態は、子供たちにとっても、ともに働く教職員にとっても十分な教育環境とは言えず、教職員定数を改善するとともに、臨時職員・非常勤職員の正規化を進める必要がある。

日本の教育機関への公財政支出の対GDP比は3.3%でOECD諸国の最下位である。これをOECD平均並みの5.0%まで引き上げ、全国の教育条件整備を進めることが必要である。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 国の責任ですべての小・中学校及び高等学校で30人学級を実現すること
 - 2 国は新たな教職員定数改善計画を策定し、計画的に教職員を増やすこと
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第11号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、発議案第11号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹内道廣君。

〔21番 竹内道廣君登壇〕

○21番（竹内道廣君）

発議案第11号

地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意

見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年9月25日

提出者	佐渡市議会議員	竹内道廣
賛成者	〃	浜田正敏
	〃	根岸勇雄
	〃	佐藤孝
	〃	金子克己
	〃	近藤和義
	〃	中川直美

地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意

見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土保全、水資源の涵養、自然環境の保持など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、平成24年度税制改正大綱において、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進めるとされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境を生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、国においては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご賛同のほどお願いします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（祝 優雄君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件について、議会規則第103条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成24年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって本定例会に提案をいたしました議案につきましては、継続審査となる決算を除き、慎重なご審議を経て、いずれも原案どおり可決をいただき、厚くお礼を申し上げます。本会議におきましては、本市の基幹産業である1次産業や観光業を始めとして福祉や医療、環境や防災対策など市政全般にわたる諸課題に加え、消費税や原発などの国政問題についてもご質問等をいただいたところであります。いずれも市民一人一人の生活に直結する貴重なご意見、ご提言であると深く受けとめておりまして、今後の市政執行に十分心して臨む所存であります。とりわけ議決いただきました補正予算につきましては、経済対策としての住宅リフォーム事業や緊急雇用創出のための助成金が含まれていることから、迅速かつ効果的な事業の執行に努めてまいります。

ご承知のとおり今年28日、7回目のトキ放鳥が予定されているところでありますが、昨年からトキの森公園内におきまして建設を進めてきたトキふれあい施設が完成をし、昨日近似種を放してのプレオープンを行ったところであります。ケージ内には、小さな田んぼや小川など佐渡の自然環境を再現しており、来年4月の正式オープンに向けまして、餌場に飛来するトキを身近に観察できる新たな観光施設として首都圏などの商談会でも積極的にその魅力を発信をしてまいります。

私自身早いもので就任してから5カ月が経過をします。これまでの間、各種団体や市民の皆様方と直接お会いをし、いろいろなご意見を頂戴をしておりますが、より広く市民の声を市政に反映するために新たにタウンミーティングを来月上旬に両津、相川、佐和田、羽茂の4地区で開催する予定であります。ぜひ多くの市民の方からご参加をいただき、本市の重要課題について活発な意見交換を期待するとともに、地域の生の声を佐渡の素材に織り込み、活力ある発展につなげるよう職員の先頭に立って気を引き締めて全力で取り組んでまいり所存であります。

最後になりましたが、猛暑の続いた夏もいつしか秋に向かい、朝晩肌寒さを感じるようにもなりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、市勢発展のためご活躍くださいますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で平成24年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年9月25日

議 長 祝 優 雄

副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 大 森 幸 平

署 名 議 員 中 川 直 美